

進学等によりお子様のみ住民登録を異動している方へ

今年度から、こども・わかもの応援給付金の対象年齢の方で、進学等の理由により東海村から転出されている方についても、下記の要件を満たしている場合、必要書類を提出していただくことで給付金を申請いただけます。

要 件

次の2点にいずれも当てはまる方が対象になります

①平成20年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた方で、進学等の理由により一時的に村外で生活しているが、入寮等により転出する以前は東海村に住民登録があった方

②監護している保護者の住民登録が令和8年5月1日から7月1日まで継続して東海村にあった方

必 要 書 類

①東海村こども・わかもの応援給付金申請書（様式第1号）	東海村公式ホームページより様式をダウンロードして、必要事項を記入してください。 申請者は東海村に住民登録がある保護者の方としてください。
②子どもの本人確認書類	マイナンバーカード（表面）、パスポート、健康保険資格確認書、医療福祉費受給者証、学生証等 ※マイナンバーカードの裏面（マイナンバーが記載してある面）は添付しないでください
③保護者の本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード（表面）、パスポート、健康保険資格確認書等 ※マイナンバーカードの裏面（マイナンバーが記載してある面）は添付しないでください
④口座確認書類	通帳（通帳を開いた最初のページ）やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人（フリガナ含む）を確認できる部分
⑤生計が一であることが分かる書類	（健康保険の被扶養者になっている場合） 資格確認書または健康保険被保険者証 （給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合） 給与簿または賃金台帳 など
⑥別居監護の申立書	東海村公式ホームページより様式をダウンロードして、必要事項を記入してください。
⑦転出前は東海村に住民登録があったことが分かる書類	住所履歴の記載のある住民票の写し、戸籍の附表の写し等

【申請書提出期限】
令和8年9月18日（金）



村公式ホームページ